

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

## 福島市規則第 11 号

### 福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高度処理の部教育委員会指導員、教育委員会相談員、市史編さん業務、医療相談員（保健総務課）の項中「医療相談員（保健総務課）」の次に「、部活動地域展開コーディネーター」を加え、同部除染技術員・鳥獣被害対策員の項の次に次のように加える。

土木技術事務員	1	9	19
---------	---	---	----

別表第1 一般事務の部排水設備実態調査業務（下水道室）の項中「排水設備実態調査業務（下水道室）」を「下水道排水設備実態調査業務」に改め、同部地域おこし協力隊の項を削る。

別表第2 生涯学習統括指導員の項の次に次のように加える。

地域おこし協力隊員	38時間45分	月額 210,000円
-----------	---------	-------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。